

◆埼玉県ネットトラブル注意報 第5号

【不適切な書き込み】

インターネットの利用において児童生徒は、友人や知人に悪ふざけの自慢や話題提供をしたいという気持ちから、飲酒・喫煙を行っている様子や、公共の場での悪ふざけの写真などをインターネット上に公開することがあります。しかし、このような書き込みは社会的に大きな騒ぎに発展し、当該児童生徒の将来に悪影響を及ぼすこともあります。

■不適切な行為を書き込んだことによるトラブル

児童生徒は、「自分の投稿を友人や知人以外の人物が見るわけがない」、「インターネットは匿名性があり、投稿者を特定することは出来ない」と誤解をしていることがあるようです。しかし、インターネット上の書き込みは誰でも見ることができます。また、**Twitter**などのプロフィール欄の情報や過去の書き込みなどをつなぎ合わせることで、投稿者が特定されることもあります。(犯罪予告などの書き込みの場合には、警察が捜査を行うこともあります。)

実際、昨年は高校生がコンビニエンスストアのアイスの冷凍庫に入り込んだ写真を、**Twitter**(ツイッター)に公開したところ、掲示板サイト上で騒ぎになり、投稿者の氏名や学校名などが特定されるということがありました。さらに、書き込みの内容や写真と共に、個人情報がコピーされ、インターネット上に広められてしまいました。その結果、書き込んだ本人だけではなく、学校や被害を受けたコンビニエンスストアにまで「不衛生だ」といった非難や苦情が相次いで寄せられることとなりました。その為、この店舗では商品の廃棄や冷凍庫の交換などの対応を要することになり、損害賠償請求の話がでる事態にまで発展してしまいました。

この事例では書き込みの内容がコピーされ、インターネット上に広められましたが、このような場合書き込みをすべて発見し、削除することは非常に困難です。また、書き込みを見つけたとしても、運営者に削除要請を拒否されることもあります。

このようにして、問題の書き込みがインターネット上に残り続けてしまうと、入試や就職の際に採用担当の目に留まってしまうなど、自身の将来に悪影響を及ぼす可能性があります。

児童生徒には、書き込みは友人や知人だけでなく、自分の知らない多くの人が見ることができるということ、プロフィール欄や過去の書き込みなどから投稿者が特定されてしまう場合があるということを理解させることが重要です。また、軽い気持ちで投稿した1つの書き込みが、将来にまで影響を及ぼすかもしれないということを認識させることも大切です。